

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人松本医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県雲仙市愛野町乙599番地

(3) 設立認可年月日 平成21年9月8日

(4) 設立登記年月日 平成21年9月16日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	松本医院	長崎県雲仙市愛野町乙599番地	一般病床 0床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

法人名 医療法人松本医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市愛野町乙599番地

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	41,632,941	I 流動負債	5,630,246
II 固定資産	74,477,633	II 固定負債	87,469,651
1 有形固定資産	6,180,745	負債合計	93,099,897
2 無形固定資産	12,000	純資産の部	
3 その他の資産	68,284,888	科目	金額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	629,060
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	0
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	22,381,617
		純資産合計	23,010,677
資産合計	116,110,574	負債・純資産合計	116,110,574

法人名 医療法人松本医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市愛野町乙599番地

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	72,506,902
2 事業費用	75,114,927
本来業務事業損失	2,608,025
事業損失	2,608,025
II 事業外収益	6,027,184
III 事業外費用	130,179
経常利益	3,288,980
IV 特別利益	1,911
V 特別損失	3,326,316
税引前当期純損失	35,425
法人税等	71,000
当期純損失	106,425

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人松本医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市愛野町乙599番地

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	116,110,574 円
2. 負 債 額	93,099,897 円
3. 純 資 産 額	23,010,677 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	41,632,941
B 固 定 資 産	74,477,633
C 資 産 合 計 (A + B)	116,110,574
D 負 債 合 計	93,099,897
E 純 資 産 (C - D)	23,010,677

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人松本医院
理事長 松本 和夫 殿

私は、医療法人松本医院の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月20日

医療法人松本医院
監事 林田 幹也